

◎新潟県告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成26年1月7日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類

長岡都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 長岡都市計画市街化区域

ア 追加する部分

長岡市上条町字八ツ口、字谷内、高畑町字下表及びび町田町字寺田

イ 削除する部分

なし

(2) 長岡都市計画市街化調整区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

長岡市上条町字八ツ口、字谷内、高畑町字下表及びび町田町字寺田

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成26年1月7日

至 平成26年1月21日

(2) 場所

ア 長岡市四郎丸町173番地2（〒940-8567）

長岡地域振興局地域整備部庶務課

イ 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト（〒940-0062）

長岡市都市整備部都市計画課

ウ 見附市昭和町2丁目1番1号（〒954-8686）

見附市建設課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。